

## 第 5 5 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成17年4月19日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市千種区内の建物の所有者名と住所（課税台帳上の情報）（以下「本件所有者情報」という。）の公開を請求した。

2 同年5月2日、実施機関は、上記の公開請求に対して、固定資産課税台帳（以下「本件行政文書」という。）を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第7条第1項第1号に該当

本件所有者情報は、納税者である個人の財産に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報であるため。

(2) 条例第7条第1項第5号に該当

本件所有者情報は、固定資産税の課税事務のために収集した情報であり、第三者に公開されることを想定しておらず、仮に本件所有者情報を公開した場合、納税者と本市との信頼関係が損なわれ、今後課税事務に必要な情報の円滑な提供がなされないおそれがあるなど、税務行政の公正又は適正な運営に多大な支障を生ずるおそれがあるため。

(3) 条例第7条第1項第7号に該当

本件所有者情報は、税務に関する情報であり、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第22条に規定する守秘義務により、非公開を前提にしているものであるため。

3 同年5月3日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号について

異議申立人が求めていることは、法務局及び他市町村においても知ることができる範囲のことである。不動産が未登記であることは建物所有者が他人に知られたくないという理由ではなく、金銭的理由であると思われる。金銭的理由からの未登記物件及び転勤が多い者の住所変更の登記がなされていない物件に対して所有者を調べる方法がほかになく、非公開とすることは社会的経済的損失となり、異議申立人や建物所有者にも損害を与えることになる。したがって、条例第7条第1項第1号に該当しない。

(2) 条例第7条第1項第5号について

本件行政文書における情報は、名古屋市以外の他の市町村では公開されており、他市町村に比べ税務行政の公正又は適正な運営に多大な支障を生じており、公開しないことにより、多額納税者と名古屋市との信頼関係が損なわれている。したがって、条例第7条第1項第5号に該当しない。

(3) 条例第7条第1項第7号について

守秘義務、個人情報等の理由によりすべてのことを非公開とすることは、市民の幸福追求の権利を無視した公務員の事なかれ主義による怠業である。また、法第22条に該当する秘密は個人の収入又は納税額等金銭に関することであり、本件処分においては、公務員の守秘義務に関することをいっていると思われる。したがって、条例第7条第1項第7号に該当しない。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第1項第1号について

本件所有者情報は、家屋所持者の住所、氏名、家屋の所在、種類、構造、床面積、価格等の固定資産の課税に当たり作成された、本件行政文書に登録されている納税者個人の財産に関する情報である。この情報は、特定の個人を識別できるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものである。

## 2 条例第7条第1項第5号について

本件所有者情報は、固定資産税の課税事務のために必要な情報であり、この情報は、納税者と本市との信頼関係を前提とし、納税者からの協力を得ながら収集したものである。本件所有者情報は、第三者に対して公開されることを想定しておらず、仮に本件所有者情報を公開した場合、納税者と本市との信頼関係が損なわれ、納税者からの協力を得ることが困難になるなど、今後の課税事務に必要な情報の円滑な提供がなされなくなるおそれがある。その結果、納税者との信頼関係を前提に成り立っている税務行政の公正又は適正な運営に多大な支障を生ずるおそれがある。

## 3 条例第7条第1項第7号について

本件所有者情報は、税務に関する情報であり、法第22条に規定する守秘義務により、非公開を前提にしているものである。本件所有者情報は、法務局において公開されている不動産登記簿ではなく、何人も知り得る情報には該当しない。したがって、本件所有者情報は法にいう秘密に該当する。

# 第5 審査会の判断

## 1 争点

本件所有者情報が、条例第7条第1項第1号、第5号又は第7号に該当するか否かが争点となっている。

## 2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 3 本件行政文書について

本件行政文書は、家屋の所有者の住所（所在地）、氏名（名称）、家屋の所在、家屋番号、評価（按分）床面積、（按分）価格、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額、所有者異動状況等が記載されており、実施機関は、法に基づき、当該家屋への現地調査や所有者から提示された書類をもとに、本件行政文書を作成している。本件所有者情報は、本件行政文書の一部であり、実施機関は本件所有者情報を非公開としている。

## 4 条例第7条第1項第1号該当性

当審査会は、本件所有者情報が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) まず、本件所有者情報は、建物の所有者（個人）の氏名及び住所の情報であり、氏名の記述により、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

(3) 次に、本件所有者情報が、通常他人に知られたくないと認められるものか否かを判断する。

本件所有者情報が、法務局において不動産登記簿に記載されている事項であれば、何人でも知り得る情報に当たるものであるが、当該建物は未登記であり、不動産登記簿に記載されておらず、何人でも知り得る情報とはいえないことが認められる。

以上のことから、本件所有者情報については、公になっている情報とはいえず、一般人の感受性を基準として判断すれば、他人に知られることを欲しないものであると認められる。

(4) したがって、本件所有者情報は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

#### 5 条例第7条第1項第5号及び第7号該当性

実施機関は、本件所有者情報が、条例第7条第1項第5号及び第7号にも該当すると主張しているが、上記4で判断したように、本件所有者情報は非公開とすべきであると考えるので、これらについて重ねて判断する必要はない。

#### 6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

### 第6 審査会の処理経過

| 年 月 日      | 処 理 経 過             |
|------------|---------------------|
| 平成17年5月19日 | 諮問書の受理              |
| 6月6日       | 実施機関に弁明意見書を提出するよう通知 |
| 7月8日       | 実施機関の弁明意見書を受理       |

|                           |                                                                                   |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 7 月15日                    | 異議申立人に弁明意見書の写しを送付<br>併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知 |
| 7 月22日                    | 反論意見書の受理                                                                          |
| 9 月20日<br>(第58回審査会)       | 調査審議<br>実施機関の意見を聴取                                                                |
| 平成19年 3 月15日<br>(第76回審査会) | 調査審議                                                                              |
| 4 月10日<br>(第77回審査会)       | 調査審議                                                                              |
| 4 月26日                    | 答申                                                                                |